

令和5年度 沖縄市職員採用候補者試験計画

試験案内及び 申込期間	7/24(月)～8/6(日) ※申込はインターネットのみ	
第一次試験日	建築職、土木職、職務経験者枠（建築・土木職、電子情報系） ※テストセンター方式	9/3(日)～ 9/17(日)
	行政職（上級・中級・初級・障がい者枠・沖縄市行政実務経験者）、 保健師職、保育士職、幼稚園教諭職、司書職、消防職	9/17(日)
一次 合格発表日	10/6(金)	
第二次試験日	11/5(日)及び11/19(日)	
二次(最終) 合格発表日	12月上旬	

職種	受験資格（年齢・免許等）
上級行政職	平成6年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者
中級行政職	平成8年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者 ただし、以下の者を除く。 ① 学校教育法に基づく四年制大学を卒業した者、又は令和6年3月31日までに卒業見込みの者 ② ①と同等以上の学力があると認められる者
初級行政職	平成10年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者 ただし、以下の者を除く。 ① 学校教育法に基づく大学（短期大学を含む。）在学2年次以上の者又は卒業した者 ② 学校教育法に基づく高等専門学校卒業見込みの者又は卒業した者 ③ ②と同等の資格があると認められる者（在学2年次以上の者を含む）
建築職	昭和59年4月2日以後生まれた者で、下記①又は②に該当する者 ① 大学等において建築に関する専門課程を履修した者 ② 令和5年8月6日時点で以下(a)～(d)のいずれかの資格を有する者 (a) 建築基準適合判定資格者 (b) 技術士又は技術士補（建設部門） (c) 建築士（1級又は2級） (d) 建築施工管理技士（1級又は2級）
土木職	昭和59年4月2日以後生まれた者で、下記①又は②に該当する者 ① 大学等において土木に関する専門課程を履修した者 ② 令和5年8月6日時点で以下(e)～(i)のいずれかの資格を有する者 (e) 技術士又は技術士補（建設部門又は上下水道部門） (f) R C C M（シビルコンサルティングマネージャー） (g) 土地区画整理士 (h) 測量士又は測量士補 (i) 土木施工管理技士（1級又は2級）
保健師職	昭和59年4月2日以後生まれた者で、下記①、②すべてに該当する者 ① 保健師免許を有する者（令和6年3月31日までに取得見込みの者を含む） ② 普通運転免許取得者（AT限定可）又は令和6年3月31日までに取得可能な者
保育士職	昭和63年4月2日以後生まれた者で、下記に該当する者
幼稚園教諭職	① 保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を有する者（令和6年3月31日までに取得見込みの者を含む）
司書職	平成6年4月2日以後生まれた者で、下記に該当する者 ① 司書資格を有する者（令和6年3月31日までに取得見込みの者を含む）
消防職	平成6年4月2日以後生まれた者で、下記①、②、③すべてに該当する者 ① 学校教育法による高等学校以上を卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業見込みの者、若しくはこれと同等の資格があると認められる者 ② 普通自動車運転免許所持者又は取得見込みの者（※） ③ 視力（矯正視力が両眼で0.8以上かつ、片眼でそれぞれ0.5以上）、聴力（左右とも正常である）、その他身体が職務遂行に支障のない者  ※採用後2年以内に普通自動車運転免許を取得見込みの者。また、大型自動車運転免許の取得可能な資格要件に達した後、速やかに当該運転免許を取得すること

職種	受験資格（年齢・免許等）
行政職 （障がい者枠）	<p>昭和59年4月2日以後に出生し、学校教育法による高等学校（特別支援学校高等部含む）を卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業見込みの者、若しくはこれと同等の資格があると認められる者で次に掲げる手帳等の交付を受けている者</p> <p>① ア 身体障害者手帳            イ 身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師が、当該都道府県において同条の申請に用いられる様式により作成した、障害の種類及び程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書            ウ 産業医による「イ」に準じる診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害に係るものを除く。）</p> <p>② 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳等又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書</p> <p>③ 精神障害者保健福祉手帳</p> <p>※上記の手帳等は受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要</p>
建築・土木職 （職務経験者）	<p>昭和39年4月2日以後生まれた者で、下記①、②すべてに該当する者</p> <p>① 建築もしくは土木等に関する職務経験が3年以上ある者</p> <p>② 令和5年8月6日時点で以下(a)～(i)のいずれかの資格を有する者</p> <p>(a) 建築基準適合判定資格者            (b) 技術士又は技術士補（建設部門）            (c) 建築士（1級又は2級）            (d) 建築施工管理技士（1級又は2級）            (e) 技術士又は技術士補（建設部門又は上下水道部門）            (f) R C C M（シビルコンサルティングマネージャー）            (g) 土地区画整理士            (h) 測量士又は測量士補            (i) 土木施工管理技士（1級又は2級）</p>
行政職 （電子情報系） （職務経験者）	<p>昭和59年4月2日以後生まれた者で、情報関連システム（業務システム・情報セキュリティ・ITインフラ等）の設計及び製造等に関する経験が、5年以上あり、かつ、当該情報関連システム導入・更改に従事した経験を有する者（本市の判断によるものとします）。</p>
行政職 （沖縄市行政 実務経験者）	<p>昭和63年4月2日以後生まれた者で、沖縄市での行政実務経験が3年以上ある者</p>